



## 国が管理する建物の吹付けアスベスト等 使用実態調査結果を公表(国交省)

国土交通省は 2022 年 9 月 9 日、国家機関の建築物及びその附帯施設における吹付けアスベスト等の使用実態の集計結果を公表しました。

調査は「アスベストに関する関係閣僚による会合」を受けて 2005 年より毎年行っており、集計開始時(2005 年 9 月 15 日時点)に 702 棟あった未対策施設は、2021 年度末には 10 棟となっています。

### ●調査概要

- 調査対象: 各省各庁の所管する建築物等のうち、国有財産(行政財産に限る)に該当するもの
- 調査材料: 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール
- 調査方法: 前回の調査結果に基づき各省各庁にて確認

### ●調査結果

#### (1)集計結果

調査対象件数: 81,912 棟 ※ ( ) は調査対象件数に占める割合			
吹付けアスベスト等が使用されている件数	288 棟 (0.35%)	封じ込め等の飛散防止対策を実施済み	278 棟 (0.34%)
		未対策	10 棟 (0.012%)
吹付けアスベスト等の使用の可能性あるが未調査			2 棟 (0.002%)

#### (2)2020 年度末時点の結果との比較

	2020 年度末	2021 年度末
吹付けアスベスト等が使用されている	295 棟	288 棟
吹付けアスベスト等が使用されているが未対策	17 棟	10 棟
吹付けアスベスト等の使用の可能性あるが未調査	2 棟	2 棟

### ●今後の対応

- 国家機関の建築物等においては、管理する各省各庁により、吹付けアスベスト等の使用実態把握及び飛散防止対策が推進されています。
- 国土交通省では引き続き、必要な措置を適切に講ずるよう、各省各庁に対し保全指導及び情報提供を行っていく予定です。

◎詳細は下記ホームページをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03\\_hh\\_000056.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000056.html)



## 金属アーク溶接作業者・フィットテスト 〔フィットテスト:令和5年4月1日から実施〕

防護マスクとして面体形のマスクを使用する際には、フィットテストによりマスクが適切に装着されていることの確認が義務付けられました。

フィットテストの実施方法は JIS T8150 で定められ、「定量的フィットテスト」と「定性的フィットテスト」の 2 種類があります。

### 【定量的フィットテストによる確認手順】

- 計測装置を用いて、マスクの密着性を確認するテストを行います。
- フィットテストで得られる「フィットファクタ」と呼ばれる数値指標がマスクの種類に応じた「要求フィットファクタ」を上回っていることを確認し、上回れば合格、上回らなければ不合格となります。

### 使用面体に応じた要求フィットファクタ

種類	要求フィットファクタ	テスト方法	
		定量的	定性的
全面形面体	500	○	—
半面形面体	100	○	○

定性的フィットテストを行った結果が合格の場合は、フィットファクタ 100 以上とみなします。

$$\text{フィットファクタ} = \frac{\text{マスク外部の粉じん量}}{\text{マスク内部の粉じん量}}$$

### 【定性的フィットテストによる確認手順】

- 味覚によるテストになります。被験者がテスト用のフードをかぶり、マスクをした状態で試験物質の甘味成分を感じるかどうかでフィット性を確認します。
- 甘味等を感じなければ合格、テスト中に甘味等感じた場合は不合格となります。

フィットテストは、金属アーク溶接作業を行っている人全員が対象となり、1年に1回行い、その結果を3年間保存することが必要です。

お問い合わせは、裏面ホームページまたは、お電話でお願い致します。



## 医薬品異物の分析

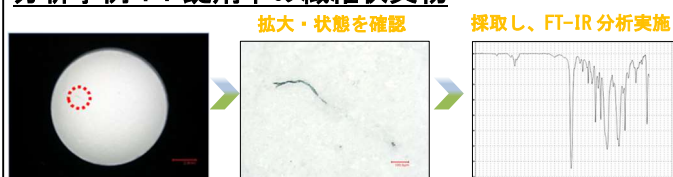
弊社は平成25年3月1日に「薬事法施行規則第12条1項に規定する試験検査機関」として、厚生労働省より認可・登録されました。これにより、医薬会社様、医薬品原料会社様からの各種の原料試験検査や製剤の試験検査を受託できる機関(GMP試験検査機関)となりました。

認可・登録から9年が経ち、GMP試験検査機関として以下に示す数多くの医薬GMP分析をご依頼いただいております。

- 安定性試験
- 分析法バリデーション
- 配合変化試験
- 公定書に準拠した試験
- その他、規格及び試験方法に準拠した試験
- 製薬用水の試験

医薬GMP試験のお取引と共に医薬品異物の分析も非常に多くいただくようになってきました。弊社は異物分析に関しては40年以上の実績があり、医薬品異物として扱われる微小異物の分析もご満足いただける形でご提供させていただいております(以下、分析事例)。

### 分析事例1：錠剤中の繊維状異物



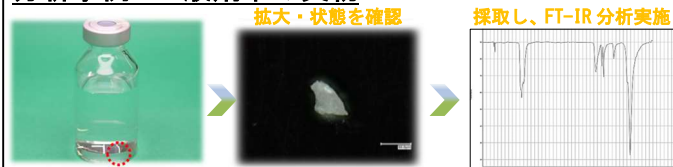
観察及びFT-IR分析結果より、ポリエステル繊維と判定

### 分析事例2：錠剤表面の黒色異物



観察及びEDX分析の結果、主体はステンレスの微粉と判定

### 分析事例3：液剤中の異物



観察及びFT-IR分析結果より、ブチルゴム(ゴム栓)と判定

## 11月1日は計量記念日です

11月1日は「計量記念日」です。これは現計量法が施行された平成5年11月1日を記念して定められたものです。

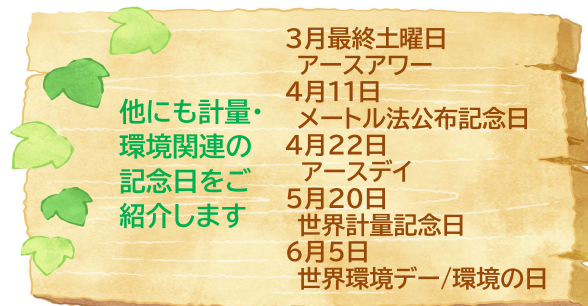
経済産業省では、社会全体の計量制度に対する理解の普及を図るために、昭和27年から「計量記念日」を定めています。現在は、現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」とし、また11月を「計量強調月間」とし、計量制度の普及や社会全体の計量意識の向上を目指しています。

群馬県では、11月の1ヶ月間、広報活動(計量記念日ポスターの掲示や広報紙などへの情報提供)・計量思想の普及活動(計量モニター事業など)・計量器の適正使用の指導などの事業を実施しています。

計量記念日は、電気記念日(3月25日)、発明記念日(4月18日)、貿易記念日(6月28日)とともに経済産業省4大記念日のひとつです。

弊社は群馬県の計量証明事業者として登録しております(濃度(大気中の物質、水中の物質、土壌中の物質)、特定濃度(大気中のダイオキシン類、水中のダイオキシン類、土壌中のダイオキシン類)、音圧レベル、振動加速度レベル)。

お問い合わせは、下記ホームページまたは、お電話でお願い致します。



### 2023年(令和5年)G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合

2023年(令和5年)5月に開催されるG7広島サミットに伴い、各分野の国際課題について議論される14の閣僚会合の開催地が決まり、デジタル・技術大臣会合の開催が群馬県に決定しました。

名称 G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合  
(G7 Digital and Tech Ministers' Meeting in Takasaki, Gunma)  
日程 2023年(令和5年)  
4月29日(土)及び30日(日)  
会場 G×ツセ群馬

本社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <https://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 [info@get-c.co.jp](mailto:info@get-c.co.jp)